

富山県長期優良住宅建築等計画認定基準（概要）

性能項目等	認定基準の考え方	新築住宅に係る認定基準の概要	既存住宅の増築・改築に係る認定基準の概要
劣化対策	<p>○数世代にわたり住宅の構造躯体が使用できること。</p> <p>・通常想定される維持管理条件下で、構造躯体の使用継続期間が少なくとも100年程度となる措置。</p>	<p>劣化対策等級（構造躯体等）の等級3の基準（新築住宅）に適合し、かつ構造の種類に応じた基準に適合</p> <p>〔木造・鉄骨造〕</p> <p>・床下空間の有効高さ確保及び床下・小屋裏の点検口設置など</p> <p>〔鉄筋コンクリート造〕</p> <p>・水セメント比を減ずるか、かぶり厚さを増すこと</p>	<p>劣化対策等級（構造躯体等）の等級3の基準（既存住宅）に適合し、かつ構造の種類に応じた基準に適合</p> <p>〔木造・鉄骨造〕</p> <p>同左（一定の条件を満たす場合は床下空間の有効高さ確保を要しない）</p> <p>〔鉄筋コンクリート造〕</p> <p>同左（中性化深さの測定によることも可能）</p>
耐震性	<p>○極めて稀に発生する地震に対し、継続利用のための改修の容易化を図るため、損傷のレベルの低減を図ること。</p> <p>・大規模地震力に対する変形を一定以下に抑制する措置を講じる。</p>	<p>以下のいずれか</p> <p>・耐震等級（倒壊等防止）等級2の基準（新築住宅）に適合すること。</p> <p>・耐震等級（倒壊等防止）等級1の基準（新築住宅）に適合し、かつ安全限界時の層間変形を1/100（木造の場合1/40）以下とすること。</p> <p>・住宅品確法に定める免震建築物であること。</p>	<p>以下のいずれか</p> <p>・耐震等級（倒壊等防止）等級1の基準（既存住宅）に適合すること。</p> <p>・住宅品確法に定める免震建築物であること。</p>
可変性 〔共同住宅 及び長屋〕	<p>○居住者のライフスタイルの変化等に応じて間取りの変更が可能な措置が講じられていること。</p> <p>〔共同住宅〕</p> <p>・将来の間取り変更に応じて、配管、配線のために必要な躯体天井高等を確保すること。</p>	<p>・躯体天井高さ2,650mm</p>	<p>・躯体天井高さ2,650mm</p> <p>又は</p> <p>・居室天井高さ2,400mm</p>

<p>維持管理・更新の容易性</p>	<p>○構造躯体に比べて耐用年数が短い内装・設備について、維持管理（清掃・点検・補修・更新）を容易に行うために必要な措置が講じられていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造躯体等に影響を与えることなく、配管の維持管理を行うことができること ・更新時の工事が軽減される措置が講じられていること等 	<p>原則として、以下の基準（新築住宅）に適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理対策等級（専用配管）の等級3 ・維持管理対策等級（共用配管）の等級3 ・更新対策（共用排水管）の等級3 	<p>原則として、以下の基準（既存住宅）に適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理対策等級（専用配管）の等級3 ・維持管理対策等級（共用配管）の等級3 ・更新対策（共用排水管）の等級3
<p>バリアフリー性 〔共同住宅等〕</p>	<p>○将来のバリアフリー改修に対応できるよう共用廊下等に必要なスペースが確保されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共用廊下の幅員、共用階段の幅員・勾配等、エレベーターの開口幅等について必要なスペースを確保すること。 	<p>原則として、高齢者等配慮対策等級（共用部分）の等級3の基準（新築住宅）に適合すること。</p> <p>※一部の基準を除く</p>	<p>原則として、高齢者等配慮対策等級（共用部分）の等級3の基準（既存住宅）に適合すること。</p> <p>※一部の基準を除く</p>
<p>省エネルギー性</p>	<p>○必要な断熱性能等の省エネルギー性能が確保されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ法に規定する平成25年省エネルギー基準等に適合すること。 	<p>断熱等性能等級の等級4の基準（新築住宅）に適合すること。</p>	<p>断熱等性能等級の等級4の基準（既存住宅）に適合すること。</p> <p>又は</p> <p>断熱等性能等級の等級3の基準（既存住宅）、一次エネルギー消費量等級の等級4の基準（既存住宅）に適合すること。</p>
<p>居住環境</p>	<p>○良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画、景観計画、条例によるまちなみ等の計画、建築協定、景観協定等の区域内にある場合には、これらの内容と調和が図られること。 	<p>同左（共通）</p>

住戸面積	○良好な居住水準を確保するために必要な規模を有すること。	<p>少なくとも1の階の床面積が40㎡以上(階段部分を除く面積)かつ、以下に適合すること。</p> <p>〔一戸建ての住宅〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・75㎡以上(2人世帯の一般型誘導居住面積水準) <p>〔共同住宅等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・55㎡以上(2人世帯の都市居住型誘導居住面積水準) <p>※地域の実情に応じ、一戸建ての住宅55㎡、共同住宅等40㎡(いずれも1人世帯の誘導居住面積水準)を下限として引上げ・引下げを可能とする。</p>	同左(共通)
維持保全計画	○建築時から将来を見据えて、定期的な点検・補修等に関する計画が策定されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・維持保全計画に記載すべき項目については、①構造耐力上主要な部分、②雨水の浸入を防止する部分及び③給水・排水の設備について、点検の時期・内容を定めること。 ・少なくとも10年ごとに点検を実施すること。 ・計画期間が30年以上であること。 	<p>左記に加え、下記の事項を維持保全計画に記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・劣化対策基準において新築基準と異なる基準を適用した場合は、その仕様に応じた点検間隔。 ・現況検査や増改築時に判明した劣化事象で、構造躯体等に大きな影響を及ぼさないと判断されるものの修繕時期。 ・専用配管等を将来的に更新し適合させる場合は、その更新時期。